

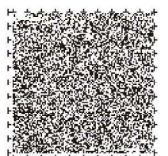
ひとにやさしいまちづくり 推進指針(2020~2024)

ユニバーサルデザインで
未来の暮らしを変えていく



みんなでつくる。みんなが快適。

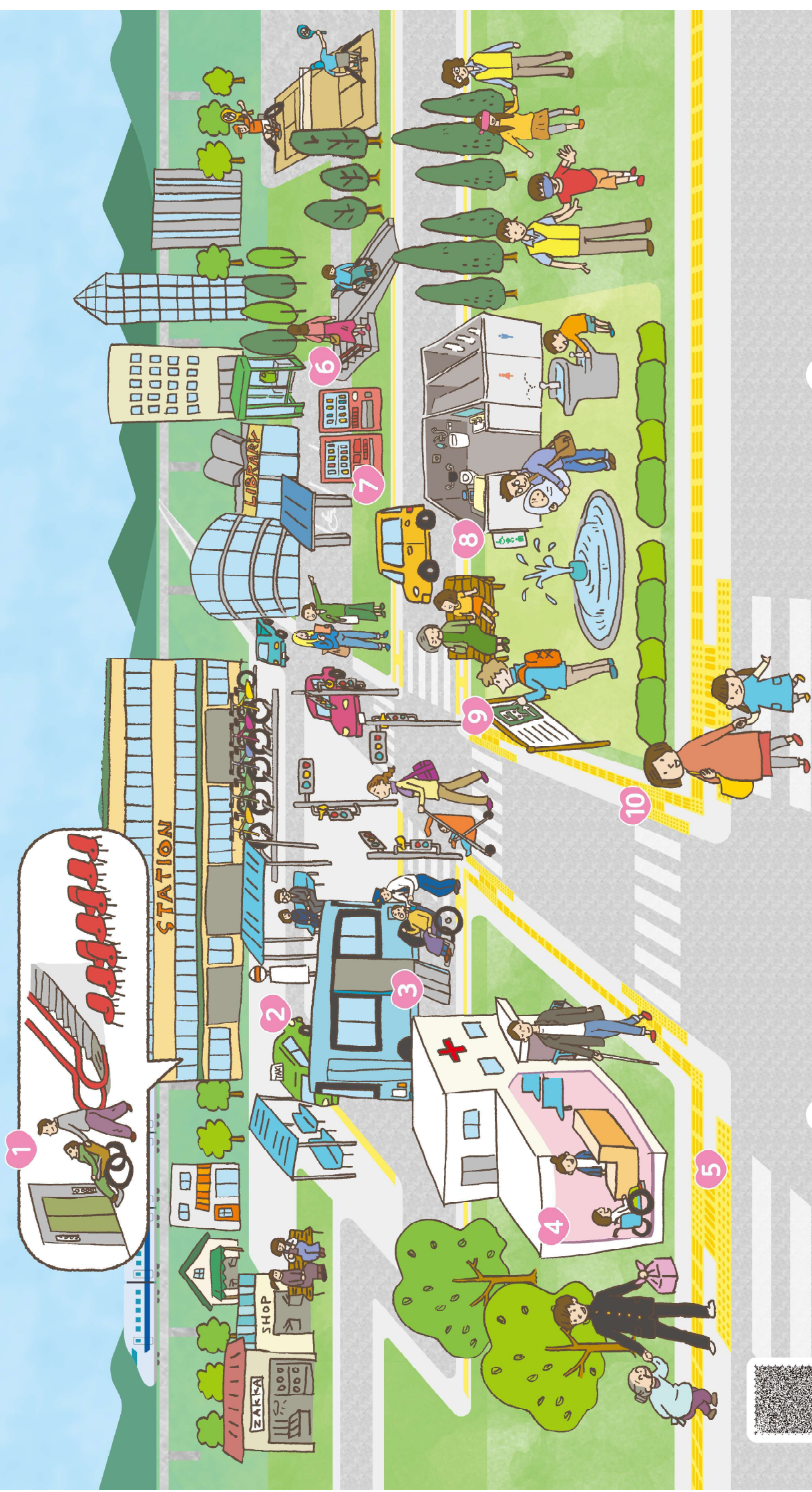
岩手県



この冊子には、音声コードが
各ページに印刷されています。

「ずっと暮らしたいまち」について いっしょに考えていきませんか？

ずっと暮らしたいまちって、どんなまちでしょう。
それは様々な人が平等に暮らすことができる場所。
ユニバーサルデザインを活用することで、ずっと暮らしたいまちを実現できるはず。
岩手の未来をいっしょにつくっていきましょう。



1 誰もが利用できるエレベーター



誰にでも十分な空間、押しやすい高さのボタンを設置しています。

6 高さが2段になっている手すり



大人も子どもも無理なく使えるために選べるデザイン。

2 ユニバーサルデザインタクシー



車椅子でも十分な空間があり、乗り降りがしやすいタクシーです。

7 誰もが使いやすい自動販売機



硬貨を楽に投入できる。楽な姿勢で操作・取り出しができる自動販売機。

3 ノンステップバス(スロープ付)



乗降口に段差がなく誰もが楽に乗り降りでき、車椅子の方も利用しやすいバスです。

8 多機能トイレ



いろいろな人が使いやすいよう空間を広くし、手すりやベビーシート等を備えたトイレです。

4 高さの違う受付カウンター



立って利用できる高さのものと、車椅子の方などが利用できる高さのものを設置しています。

9 絵文字を入れた案内表示



言葉の説明がなくても直感的に理解ができます。

5 段差のない歩道



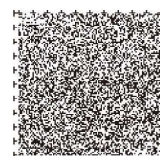
車椅子だけでなく、ベビーカーを押す人や足元の不安定な人にも快適です。

10 点字ブロック



視覚に障がいがある方も安心してまちを歩けるように誘導します。

ひとにやさしいまち・いわて



1 ひとにやさしいまちづくりとは

ひとにやさしいまちづくりとは、全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を目指して、全ての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境の整備を進めていく取組です。

ひとにやさしいまちづくりを進める上で重要なのが、“ユニバーサルデザイン”の考え方です。

ユニバーサルデザインのまちづくり

まちのなかにはどんなユニバーサルデザインがあるでしょう。「ユニバーサルデザイン」は、ものに限ったことではありません。心のバリアをなくすこと、みんなが快適であるように心がけることも大切です。一人ひとりがお互いの違いを認め合い、相手の立場になって考え、思いやりをもって暮らすことが「ひとにやさしいまちづくり」の推進には欠かせません。

岩手の事例

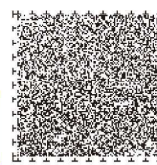
【いわて銀河鉄道の IGR 地域医療ライン】

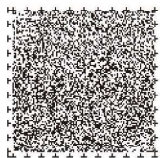
県北部から盛岡市内の総合病院へ通院する方を対象に「IGR地域医療ライン」というサービスを行っています。アテンダントが乗車しており、お客さまの乗降の手伝い、盛岡駅から病院までの交通手段の案内のほか、要望があれば、ひざ掛けや薬を飲むための水を提供するサービスなどを行っています。



【陸前高田市のまちなか地区ユニバーサルデザイン】

陸前高田市では、「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」アクションプランに基づき、誰もが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインの取組を進めています。現在では16店舗がユニバーサルデザイン認証を受けるなど、活動の幅が広がり続けています。





岩手県知事 達増 拓也

私たちの社会は、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人など、多様な人々によって成り立っていますが、その一人ひとりが、皆等しく尊重されるべき存在です。

「ひとにやさしいまちづくり」は、全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現を目指して、安全に安心して利用できる施設等の整備や、互いに支え合うことのできる「心」の醸成などを進めていく取組です。

本県では、平成8年4月の「ひとにやさしいまちづくり条例」の施行に併せ、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、様々な意識啓発や、公共的施設の整備の促進に取り組んできたところであり、徐々にではありますが、着実にひとにやさしいまちづくりが進展してきたものと考えております。

しかし、一方では、人口減少、少子・高齢化や国際化の進展のほか、東日本大震災津波からの復興など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く情勢が大きく変化するとともに、人々のニーズも多様なものとなっています。

こうした状況の中、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる環境整備を一層推進するため、この度、今後5年間における新たな推進指針を策定しました。

今回、推進指針を策定するに当たっては、関係団体の代表等からなる「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」での審議やパブリック・コメント、地域説明会での御意見等を踏まえ、また、庁内組織における部局横断の協議を重ね、様々な観点から検討してまいりましたが、特に、次の3点を重視しました。

1点目は、障がいのある方等の意見を踏まえ、多様な人の存在を理解し、お互いに尊重し、支え合うことができる心を育むための意識啓発や、学ぶ機会の充実などの取組を促進すること。

2点目は、公共的施設等のバリアフリー化や案内表示の充実など、全ての人が安全かつ円滑に移動できるまちづくりを目指し、その改善を促進すること。

3点目は、いわて県民計画の政策分野「参画」を踏まえ、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりに向けた取組を促進することです。

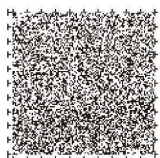
これらの3点を含めて、「ひとづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「情報発信」、「参画」の各分野の施策を網羅し、ひとにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進してまいります。

この推進指針は、県が施策を進めていくための行動指針として策定したものです。ひとにやさしいまちづくりの推進には、県を始めとし、県民、事業者、民間団体、市町村が連携・協働しながら、主体的、積極的に取り組んでいくことが重要です。

県民の皆様お一人おひとりが、本推進指針を「ガイドライン」としてそれぞれの立場で取り組まれ、「ひとにやさしいまちづくり」の一層の推進が図られるよう御理解と御協力をお願いいたします。

令和2年3月

岩手県知事 達増 拓也



目次

1	ひとにやさしいまちづくりとは	2
2	ユニバーサルデザインとは	7
3	推進指針策定の趣旨	12
4	ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等	12
	① これまでのひとにやさしいまちづくり推進の取組	12
	② ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況	15
	③ 今回の指針策定に当たっての主な観点	23
5	推進期間	24
6	基本的な推進方向	25
7	推進の基本的視点	26
	① 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視	26
	② 取組の発展的推進（終わりなき取組）	26
	③ さりげないデザインへの配慮	26
	④ 柔軟で持続可能な取組	26
8	具体的な推進方向	27
	① 全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』	27
	② 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』	30
	③ 全ての人に使いやすい『ものづくり』	36
	④ 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』	37
	⑤ 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』	38
9	推進主体の役割	42
	① 県が担う役割	42
	② 県民に期待される役割	42
	③ 事業者期待される役割	43
	④ 民間団体（自治会やNPO法人等）に期待される役割	43
	⑤ 市町村に期待される役割	43
10	推進指針の見直しについて	43
	推進指針策定の主な経過とパブリック・コメントの実施状況	44
	条例のあらまし	45
	条例の整備対象施設（公共的施設）	47
	条例の整備基準（公共的施設整備基準）	48
	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 委員名簿	48

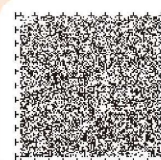


ひとにやさしいまちづくりシンボルマーク

「人」が楽しそうに街を歩いている姿とハートで、全ての人が自由に歩ける「やさしい街」を表現しています。また「人」は「iwate」の頭文字を意味しています。

音声コード Uni-Voice（右下のコード）

このコードは、視覚に障がいのある人への情報提供を目的に作られた「音声コード」です。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリで書いてある内容を音声で聞くことができます。



2 ユニバーサルデザインとは

“ユニバーサルデザイン”って何のため？

私たちの社会は、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ（LGBT等）※1、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人々により成り立っています。

年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人は皆、かけがえない「個」として尊重されるべき存在です。

※1 性的マイノリティ（LGBT等）：性的少数者。LGBTは、性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字を取って組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者（Lesbian：レスビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）。

ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されるとしたら、その社会は弱くて脆い社会である。（1980年「国際障害者年行動計画」）

社会を構成する全ての人が、その特性等にかかわらず、個人として尊重され、自分の意思に基づき自由に行動でき、それにより、いろいろな社会活動に参加できる機会が確保されることは県民が等しく願うところであり、“ユニバーサルデザイン”は、そのような社会の実現のために、はじめからバリアをつくらず、できる限り、全ての人が利用できるように、製品や環境をデザインしていこうという考え方をいいます。「みんなのためのデザイン」とも呼ばれています。

“ユニバーサルデザイン”の7つの原則

原則1 公平に使用できること

誰にでも、使用しやすく、かつ、商品化されていてどこでも入手できること



握力が弱い人には使いにくい丸いドアノブ



握らなくても小さい力で開閉できるドアレバー

原則2 使う上で、柔軟性があること

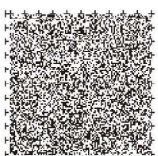
個々人の好みや能力に応じて、使えること



左利きの人には使いにくい右手用のハサミ



右利きでも左利きでも使える左右両用のハサミ



原則 3 簡単ですぐ使えること

使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること



文字音声点字により複数の感覚に訴える誰もが分かりやすい案内サイン



言葉による説明がなくても直感的に理解ができる絵文字(ピクトグラム)

原則 4 感覚で情報がわかること

使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とする情報を効率的に提供すること



耳が不自由な方には視覚に訴える情報提供が必要です(電光掲示など)



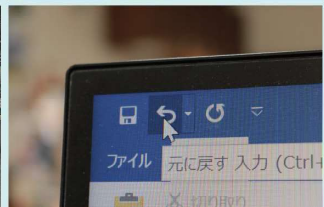
目が不自由な方には音声による情報提供が必要です

原則 5 エラーに対する許容性があること

思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること



目が不自由な方なども安心して駅のホームを歩くことができます(転落防止柵)



操作を誤っても簡単にやり直しができる機能

原則 6 労力が少なくてすむこと

肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること



取出口が低い位置にある。硬貨の投入口が小さい。お年寄りなどには必ずしも使いにくい自動販売機



楽な姿勢で操作、取り出しができる自動販売機

原則 7 近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

使う人の体格、姿勢、可動性に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること

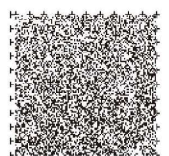


利用者が移動手段を選択しやすいよう、エレベーター、エスカレーター、階段がまとまって配置されています



誰もが楽に通ることができる広い通路

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長
ロナルド・メイス氏(1941～1998)が提唱。



2. ユニバーサルデザインとは

これらの原則のうちの一つでも欠けば、“ユニバーサルデザイン”にあたらないということではありませんし、逆に、これらを全て満たしていれば無条件に“ユニバーサルデザイン”と呼べるわけでもありません。

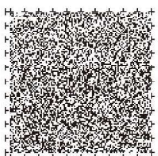
これらは、実際に“ユニバーサルデザイン”を実践していく上での「目安」と考えるべきものです。

大切なのは、機械的にこれを当てはめることなく、個々のケースに即して、より多くの人にとって、より使いやすいものになっているかを常に考え続けることです。

ユニバーサルデザインのトップランナー

緑あふれる自由都市ポートランド

米オレゴン州のポートランドは、1960年代に始まった市民運動によって、大きく町が変わっていきます。それは「車から人間中心のまちづくり」への転換でもありました。路面電車のホームに設置されたベンチは全て肘掛け付きで立ち上がりやすく、ベンチの脇には車椅子用のスペースが設けられていたり、花壇に植えられた植物の点字案内板は、屈み込まずに読むことができる高さに設置されているなど、誰もが暮らしやすいまちをみんなでつくっています。



“バリアフリー”とはどう違うの？

“ユニバーサルデザイン”と“バリアフリー”は、誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を目指す点においては、目的を同じくするものです。

“バリアフリー”は、日常生活や社会生活の障害となる、今ある「バリア（障壁）」を取り除いていこうとする考え方です。

昭和50年代以降、段差解消のためのスロープや車椅子対応トイレの設置などが進み、個々のバリアを取り除き、高齢者や障がい者の方々の社会参加の促進に大きく貢献してきたものと考えられます。

バリアフリーの例



特定の方のための
特別な設備
(車椅子用のスロープ)



音声情報がなく、目の
不自由な方への情報提
供ができない案内設備

ユニバーサルデザインの例



段差がなく誰もが同じ
ように利用することが
できる出入口



触知図、音声、電光掲
示など複数の感覚に訴
えることにより、誰もが
円滑に情報を得られる
案内設備

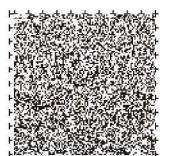
一方で、この取組は、高齢者や障がい者だけのための（自分には関係ない）「特別な」取組と認識されることも多く、また、中には殊更に障がい等が強調されてしまう結果を生じ、逆に高齢者や障がい者を「特別な人」として差別する意識を助長するという懸念も指摘されているところです。

“ユニバーサルデザイン”は、高齢者や障がい者の方々などが「特別な存在」なのではなく、多様なの方々によって社会が構成されていることこそが当然との観点に立ち、

- ☆特定の人々を特別扱いするものでなく、全ての人を対象とすること
- ☆はじめてからバリアをつくらない取組を目指すこと

という考え方です。

ただし、“ユニバーサルデザイン”の促進によって、“バリアフリー”が全く不要になるというものではなく、既存のバリアをできるだけ解消しつつ、新たなものについては、できるだけ“ユニバーサルデザイン”の考え方を積極的に取り入れていくことが大切です。



真の“ユニバーサルデザイン”を進めるために

“ユニバーサルデザイン”は、「全ての人」を対象とする考え方ですが、「全ての人」の限りなく多様なニーズを完璧に満たすものの実現は、現実にはかなり困難です。

重要なのは、個々の取組で全てを解決することではなく、「よりよいもの」への改善を繰り返し、失敗に学び、次の取組に活かしながら、最終的な目標に少しずつでも近づいていくことです。（「終わりなき取組」）

その意味で、「結果」（建築物、製品、サービス、情報・・・）より、むしろ「より多くの人」にとって「よりよいもの」を作ろうとする不断の姿勢そのものが大切とも言われています。

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」等において、技術的基準が定められ、それに沿った建築物等の整備が、これまで進められてきましたが、「基準に適合していたとしても、必ずしも利用者のニーズに対応した整備がなされていない」との指摘があります。

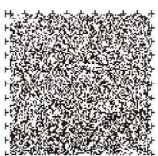
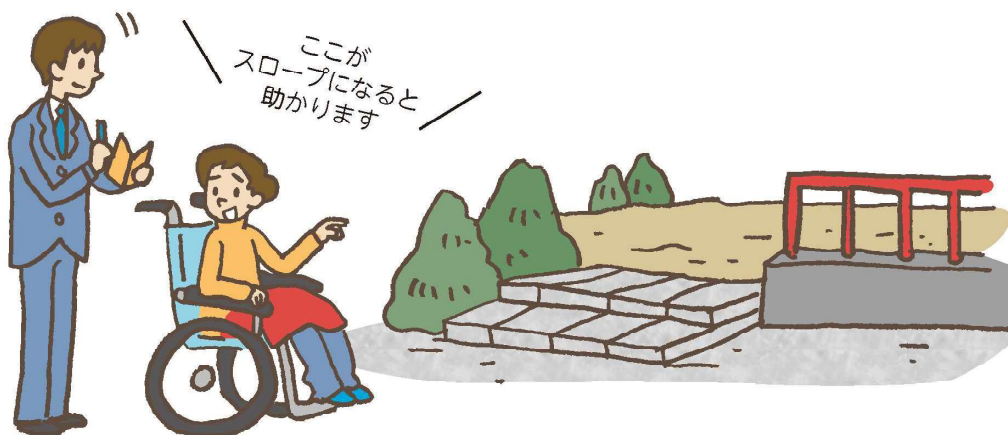
利用者本位の“ユニバーサルデザイン”の取組を進めるためには、機械的な対応でなく、「利用者の声」を通じたニーズのきめ細かい把握が必要です。その意味で、「使い手」と「作り手」の「対話」の機会の確保が重要です。

“ユニバーサルデザイン”は、誰もが「特別扱い」されることなく、同じように社会参加ができる社会を目指す考え方です。

単に「使えさえすればいい」ということでなく、利用することについての抵抗感や引け目を感じさせることがなく、普通に使うことができる「さりげないデザイン」であることが必要です。

また、“ユニバーサルデザイン”の考え方は、誰もが、住み慣れた地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという「ソーシャル・インクルージョン」※2の考え方にも通じるものです。

※2 ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。



3 推進指針策定の趣旨

1 県の行動指針

この推進指針は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための行動指針として、ひとにやさしいまちづくり条例の規定に基づいて策定しているものです。

2 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

また、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せて有するものです。

4 ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等

1 これまでのひとにやさしいまちづくり推進の取組

1 平成7年7月 ひとにやさしいまちづくり条例制定

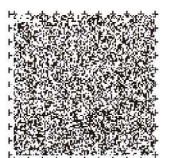
県では、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活環境の整備を図り、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加できる豊かで住みよい地域社会の形成を目的として、ひとにやさしいまちづくり条例を制定し、平成8年4月に施行しました。

併せて、条例の理念に基づいた取組を推進するため、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、県立施設のバリアフリー化等が進められました。

2 平成13年2月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

バリア（障壁）をなくそうというバリアフリーの考え方から、はじめからバリアとなるようなものを作らないで、年齢や性別、身体などにかかわらず、誰もが利用しやすい施設や、製品づくりを進めようというユニバーサルデザインの考え方が求められるようになっていたり、交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）の制定などを受け、ひとにやさしいまちづくり推進指針の全面的な見直しを行いました。

各地域においては、ユニバーサルデザイン推進組織の設立が進み、各地域の公共的施設について、点検、改善にむけた提言等を行う「バリア発見隊活動」、「ユニバーサルデザイン推進隊活動」や、市民講座、各種講演会・討論会の開催等、地域に根差した自発的な取組が進められました。



県では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて県立施設の整備を行うほか、「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」や「ユニバーサルデザインハンドブック」の作成による各分野への導入促進、ユニバーサルデザインフォーラム開催による普及啓発など、ひとにやさしいまちづくりの推進に取り組んできました。



オープン前に施設・設備の点検をする
両磐地域まちづくり探検隊

3 平成 19 年 12 月 ひとにやさしいまちづくり条例全部改正

ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）と交通バリアフリー法の統合により、いわゆるバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、こうした情勢の変化を踏まえ、県では、ひとにやさしいまちづくり条例を全面的に改正しました。改正条例では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、「障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人」とし、社会を構成する全ての人のためのまちづくりであることを明記し、更に、安全かつ円滑に利用できる施設整備等の生活環境の整備に加え、教育、情報、人材育成等いわば社会システム、社会制度上の環境の整備が盛り込まれました。

バリアフリー法の規定による特別特定建築物に、学校と病院（1,000㎡以上）を加えたほか、県が特別特定建築物を新築・改築等する場合は、利用者の意見を聴取する規定が設けられました。

平成 20 年度には、新たに「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」を作成し、県内施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー情報を発信してきました（平成 30 年度末時点 1,494 施設登録）。

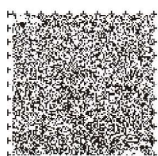


県内施設のユニバーサルデザイン情報を発信する
「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」

4 平成 21 年 3 月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

条例改正や社会情勢の変化、多様化する人々のニーズに対応し、また、いわて希望郷創造プランに掲げる「共に生きる岩手」を実現するため、特に、人を思いやる心の醸成のため意識啓発、学ぶ機会づくり、人材育成等のひとづくり、多様な意見やニーズを的確に把握反映していくための仕組みづくり、公共的施設の整備を進めるまちづくりを重点として見直しが行われました。

県では、障がい者用駐車場の適正利用を推進するため、平成 22 年度からひとにやさしい駐車場利用証制度を開始しました（平成 30 年度末時点 483 施設 1,012 区画指定）。



そのほか、県立施設のバリアフリー化、オストメイトトイレの設置等引き続き取り組むとともに、利用者の多様な意見を聴取・反映するため、設計から工事完了後までの各段階において意見を聴取し、その一連の対応をモデル的に公表する取組を開始しました。



多様な利用者の意見を聴きながら整備したアイーナ

5 平成 27 年 3 月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

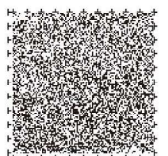
平成 23 年に東日本大震災津波が発生し、沿岸部は甚大な被害を受けました。被災地の復興が進められる中で、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が平成 28 年度に開催されることが決定しました。これらのことを踏まえ、推進指針の見直しを行い、復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入の促進や避難施設のユニバーサルデザイン化の促進、防災ボランティアの育成とネットワークづくり、さまざまな活動への高齢者や障がい者などの当事者参加の促進や、受け入れる側の意識の向上について盛り込まれました。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会では、多くの方がボランティア活動へ参加し、共生社会に向けた県民の意識や機運が高まりました。そして、大会終了後、そのレガシー（財産）の継承を宣言しました。

復興の歩みは着実に進み、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりが進められています。



復興が進む被災地では、ユニバーサルデザインを取り入れた看板を設置するなど、まちづくりにユニバーサルデザインが生かされています。



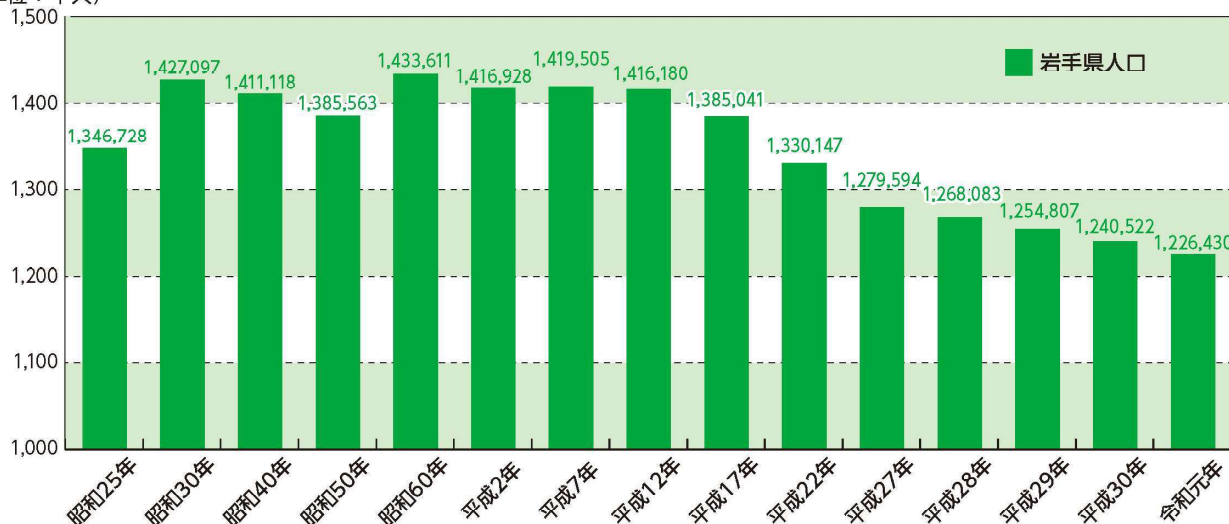
② ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況

① 人口減少と少子・高齢化の進展

【人口の動向】

本県の総人口は、平成9年以降減少を続け、「岩手県人口移動報告年報」（県政策地域部）によると令和元年10月1日現在、1,226,430人となっており、ピークであった昭和60年の1,433,611人から、14%減少しています。

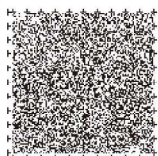
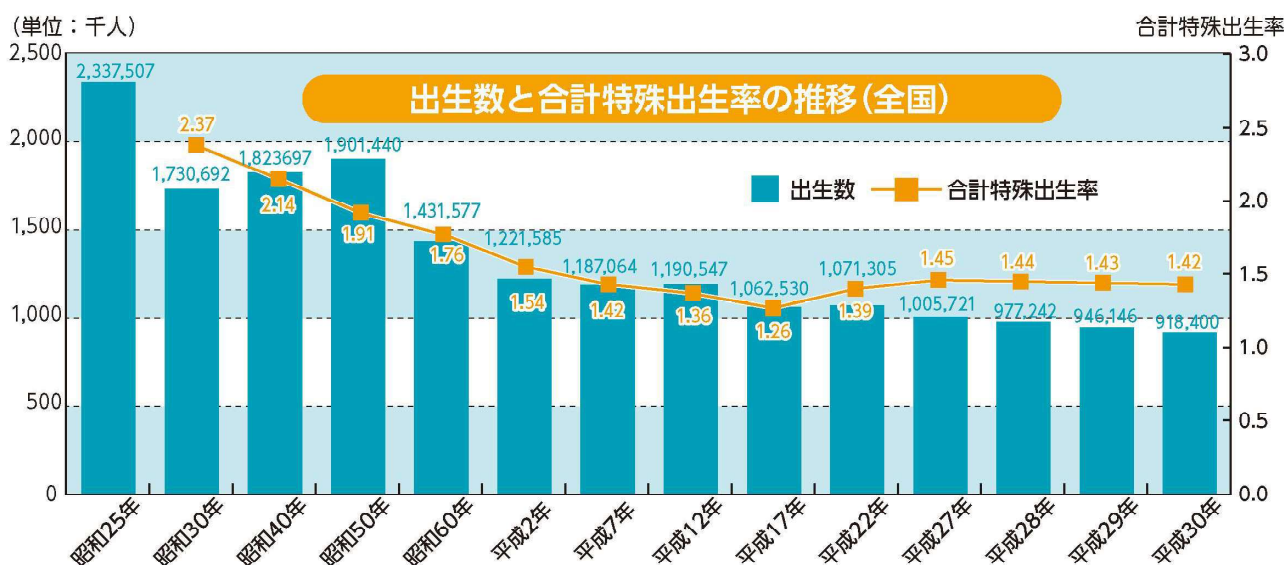
(単位：千人)



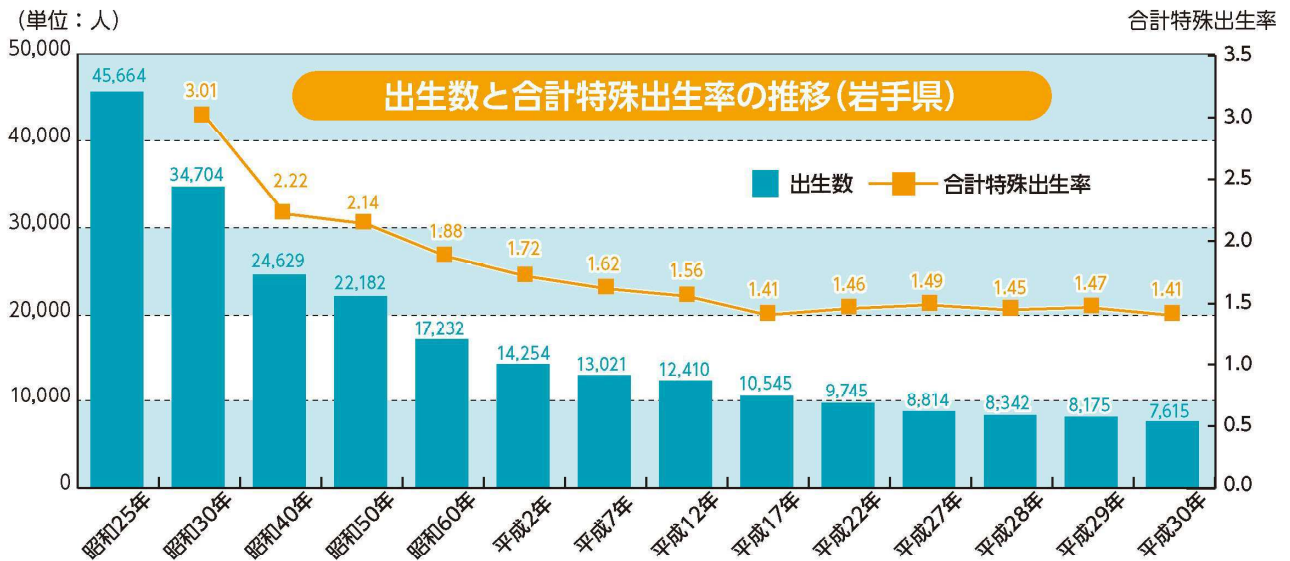
【少子化の動向】

我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）直後の昭和25年以降、急速に低下し、昭和24年には4.32であったものが、昭和30年には2.37となり、その後、昭和40年代まで安定的に推移した後、昭和50年代以降は、ほぼ一貫して低下傾向をたどり、平成17年には過去最低の1.26まで低下しましたが、以降は持ち直し傾向になり、平成30年には1.42となっています。

(単位：千人)



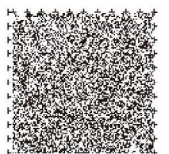
本県においては、昭和30年には3.01であったものが平成21年には、一旦、1.37まで低下しましたが、平成30年には1.41となっています。

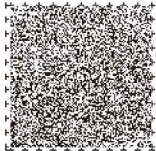


【子ども・子育て関係法令等の状況】

平成24年にはいわゆる「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

令和元年には子ども・子育て支援法の一部改正により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料等が、令和元年10月から無償化されました。



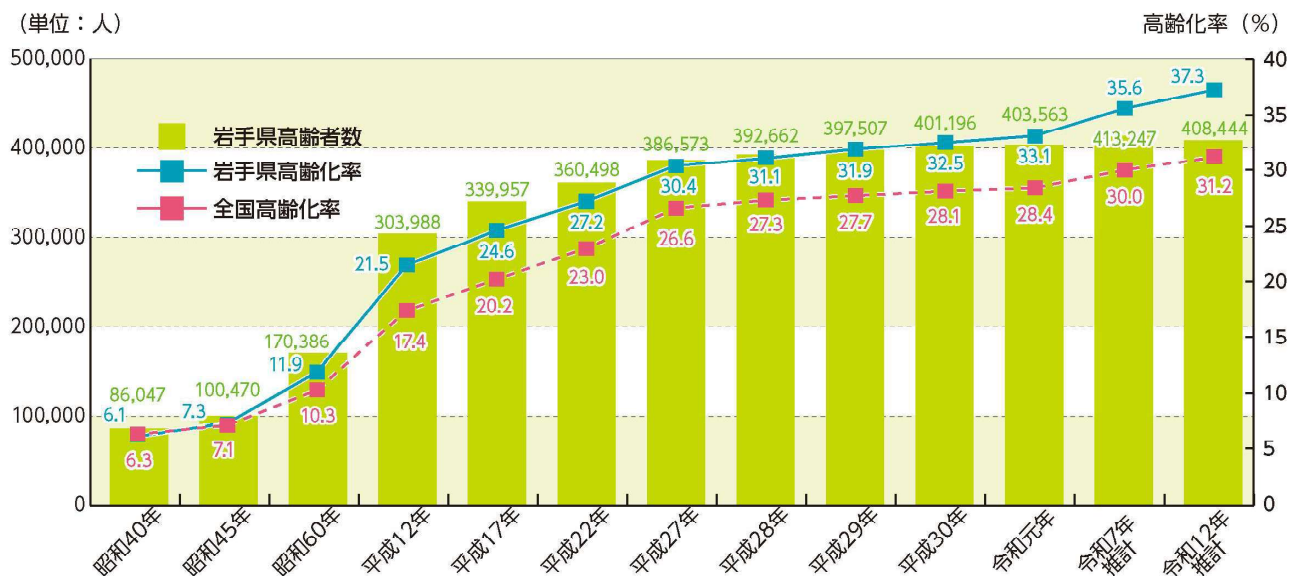


【高齢化の進展】

本県の65歳以上の高齢者人口は、「岩手県人口移動報告年報」（県政策地域部）によると令和元年10月1日現在、403,563人であり、総人口1,226,430人に占める割合（高齢化率）は33.1%となっています。人口がピークであった昭和60年の高齢化率11.9%から、21.2ポイント増加しています。

本県の高齢化率は、昭和45年に全国平均を超え、以来全国平均に先行して上昇し、平成27年は、全国の高齢化率26.6%と比較すると3.8ポイント上回っており、全国で高い方から11番目となっています。

今後の高齢者人口は、令和7年に約41万4千人とピークを迎えると予測されています。高齢化率は、令和7年（2025年）には35.6%、令和12年（2030年）には37.3%と、県民の約3人に1人以上が65歳以上という超高齢社会を迎えるものと予測されています（国立社会保障・人口研究所による平成30年3月推計）。



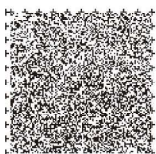
また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が年々増加しており、要介護認定者のうちの認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa※³以上）は、平成25年度末の42,347人から平成30年度末は48,156人となっています。

※3 日常生活自立度Ⅱa：たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の行動が見られる状態。

【高齢者福祉関係法令等の状況】

平成29年には介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されたほか、介護保険制度の持続可能性の確保のため、所得のある人の利用者負担などの見直しが行われました。

令和元年6月に閣議決定された「認知症施策推進大綱」では、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きること及び認知症があってもなくても同じ社会とともに生きることの意味する「共生」と認知症になることを遅らせること又は認知症になっても進行を緩やかにすることを意味する「予防」を車の両輪とし、「普及啓発」「認知症バリアフリーの※⁴推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援」等の施策を推進するとされました。



※4 認知症バリアフリー：移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組。

2 障がい者の現状

● 身体障がい(児)者数

身体障がい(児)者数(身体障害者手帳交付者数)は、平成30年度末現在で51,598人(18歳未満919人、18歳以上50,679人)となっています。

このうち、65歳以上は、38,288人で、全体の74.2%を占めています。平成25年度と比較すると、全体で4,346人(7.8%)、65歳以上は1,739人(3.1%)減少していますが、全体に占める高齢者の割合は増加しています。

年齢別身体障がい者数	区 分		18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
	平成25年度	実 数	919人	14,998人	40,027人	55,944人
		構成比	1.6%	26.8%	71.5%	100.0%
	平成30年度	実 数	919人	12,361人	38,288人	51,598人
		構成比	1.6%	24.2%	74.2%	100.0%

● 知的障がい(児)者数

知的障がい(児)者数(療育手帳交付者数)は、平成30年度末現在で12,106人であり、平成25年度末に比べて、895人増となっています。

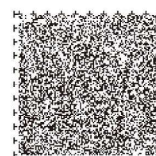
知的障がい者数	区 分	平成25年度	平成30年度	増減
	療育手帳交付者数	11,211人	12,106人	895人

● 精神障がい者数

本県における平成30年度の精神科病院への入院患者(平成30年6月末現在)は、3,478人、自立支援医療(精神通院)受給者数(平成30年度末現在)は、20,093人で、合わせて23,571人となっています。

入院患者は、ここ数年、漸減の傾向にありますが、通院患者は年々増加の傾向にあります。

精神障がい者数	区 分	平成25年度	平成30年度
	入院患者数	3,810人	3,478人
	自立支援(精神通院)受給者数	17,256人	20,093人
	計	21,066人	23,571人



【障がい者福祉関係法令等の状況】

平成 22 年には、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が制定されました。

平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、障がい者に対する虐待の禁止や虐待を発見した場合の通報義務などについて規定されました。

平成 23 年には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直し、地域社会における共生、障害者に対する差別の禁止などについて規定されました。

平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障がいを理由とする差別の解消のため、国・地方公共団体等の不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の責務や、差別を解消するための措置等について規定されました。

3 国際化の進展

本県の外国人登録者数は、平成 18 年度の 6,636 人から、震災の影響等により、平成 23 年度には 5,234 人に減少しましたが、その後再び増加し、平成 30 年度は 7,187 人となっています。外国人観光客の入込数についても平成 19 年の 130,099 人回から平成 23 年には 28,737 人回に落ち込みましたが、平成 30 年には 344,140 人回と大幅に増加し過去最大となっています。さらに、ILC(国際リニアコライダー)の誘致や国際定期便の就航、新たな在留資格の創設など、今後の更なる国際化に係る対応が求められています。

4 東日本大震災津波からの復興

県及び市町村は、懸命に被災地の復興に取り組んでおり、復興まちづくり事業の進捗率は令和元年9月末現在で 89%となっています（「社会資本の復旧・復興ロードマップ」（令和元年 11 月 21 日公表）より）。今後においてもまちづくりを進める中で、東日本大震災津波の教訓を踏まえながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、引き続き豊かで快適な生活環境づくりを推進する必要があります。



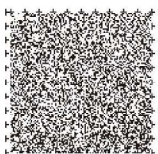
障がいのある方等から意見を伺いながら建築した
宮古警察署（スロープの傾斜を確認しているところ）

5 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催

平成 28 年度に開催された希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を通じ、障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向け、県民の意識や機運が高まりました。



希望郷いわて大会開会式の様子



6 いわて県民計画（2019～2028）の策定

「いわて県民計画（2019～2028）」において、計画の基本目標に掲げる「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向け、幸福の実感に関連する10の政策分野の取組を推進していくこととしています。

政策分野「参画」では、ユニバーサルデザインの推進を図るなど、誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりに取り組んでいくこととしています。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」※5が掲げる「誰一人として取り残さない」という基本方針は、幸福を守り育てようとする考え方と相通じるものであり、計画の推進・取組の展開を通して、次世代にも幸福を引き継いでいけるよう、持続可能な社会の構築に取り組んでいくこととしています。

※5 持続可能な開発目標（SDGs）：平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、令和12年までの世界目標。

7 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）・東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりの実現と国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組を展開するため、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、計画に基づいた取組が行われています。

8 バリアフリー法の改正

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正（平成30年11月1日（一部は平成31年4月1日）施行）により、共生社会の実現が明記※6されたほか、ハード・ソフト一体的な取組の推進、地域における取組の強化のためマスタープラン制度※7の創設、更なる利用のし易さに向け当事者が参画した評価会議の開催が規定されました。

※6 バリアフリー法の基本理念：日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害その他の事情によって分け隔てられることなく共生社会の実現に資することを旨として行わなければならない。

※7 マスタープラン制度：市町村がバリアフリーの方針を定める制度。協議会等における調整や、都道府県によるサポートの規定が設けられている。

9 性的マイノリティへの理解の推進

「子供・若者育成支援推進大綱」において、性的指向を理由として困難な状況に置かれている等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施すること、「自殺総合対策大綱」において、性的マイノリティに対する支援の充実が盛り込まれ、相談対応や理解促進の取組が実施されているなど、性的マイノリティへの理解の推進が進められています。

10 ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識

ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識については、平成 30 年度に実施した希望郷いわてモニターアンケート調査結果によると下記のとおりでした。

○ ひとにやさしいまちづくりの県民認知度

「ユニバーサルデザイン」という言葉について、意味を何となく理解している割合も含めると6割弱の認知度となっており、半数以上の方がユニバーサルデザインについて理解しているが、依然として4割程度の方については「ユニバーサルデザイン」が生活に身近な存在として理解されているとは言い難い状況にある。

○ まちの中のバリア

8割以上の方が「よくある」または「たまにある」と回答しており、まちの中にはまだ多くのハード面のバリアが存在し、多くの方が不便を感じている。バリアを感じる場面は、歩道、施設の出入り口の段差、トイレの数や案内表示、交通機関（鉄道やバス、タクシー）が多く、全体的な傾向は変化していない。バリアを感じる施設としては、鉄道駅、官公庁、大規模商業施設が多く、4割前後となっている。全体的に減少しているが、交通機関（鉄道駅、バス、タクシー）にバリアを感じている割合が増えている。

○ ひとにやさしい駐車場利用証制度(車椅子駐車区画)

平成 22 年度から取り組んでいる「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の認知度は 42.5%（平成 29 年度は 55.5%）となっている。

車椅子駐車区画については、「歩行困難者以外の方が多く支障」との回答が 20.4%と、依然として、歩行困難者以外の利用によって支障が生じていることがうかがえる。必要な人が支障なく利用できるようにするための方策としては、利用証制度等の普及啓発と、車椅子駐車区画利用対象者の説明看板を設置するよう求める声が多い。車椅子駐車区画が不足していると思われる施設としては、大規模商業施設、病院、スポーツ施設について不足感がある。

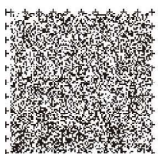


ひとにやさしい駐車場
(車椅子駐車区画)

○ 東日本大震災津波からの復興

復興に必要なまちづくりの考え方で重要だと思われることとしては、「防災・減災の安全面の重視」「地域コミュニティの再構築」「高齢者・障がい者への配慮」「交通拠点や道路の一体なまち」となっており、ハード面とソフト面が一体となったまちづくりが望まれている。さらに、最も重要だと思われるものについては、「防災・減災」「地域コミュニティの再構築」「車がなくても日常生活ができる」を選んだ方がそれぞれ約2割となっている。

復興に必要なまちづくりの進め方として、特に重要だと思われることとしては、「住民参加・協働」を重視する意見が多く、5割を超えている。



○ ひとにやさしいまちづくりの推進施策

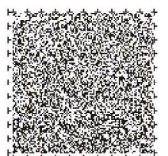
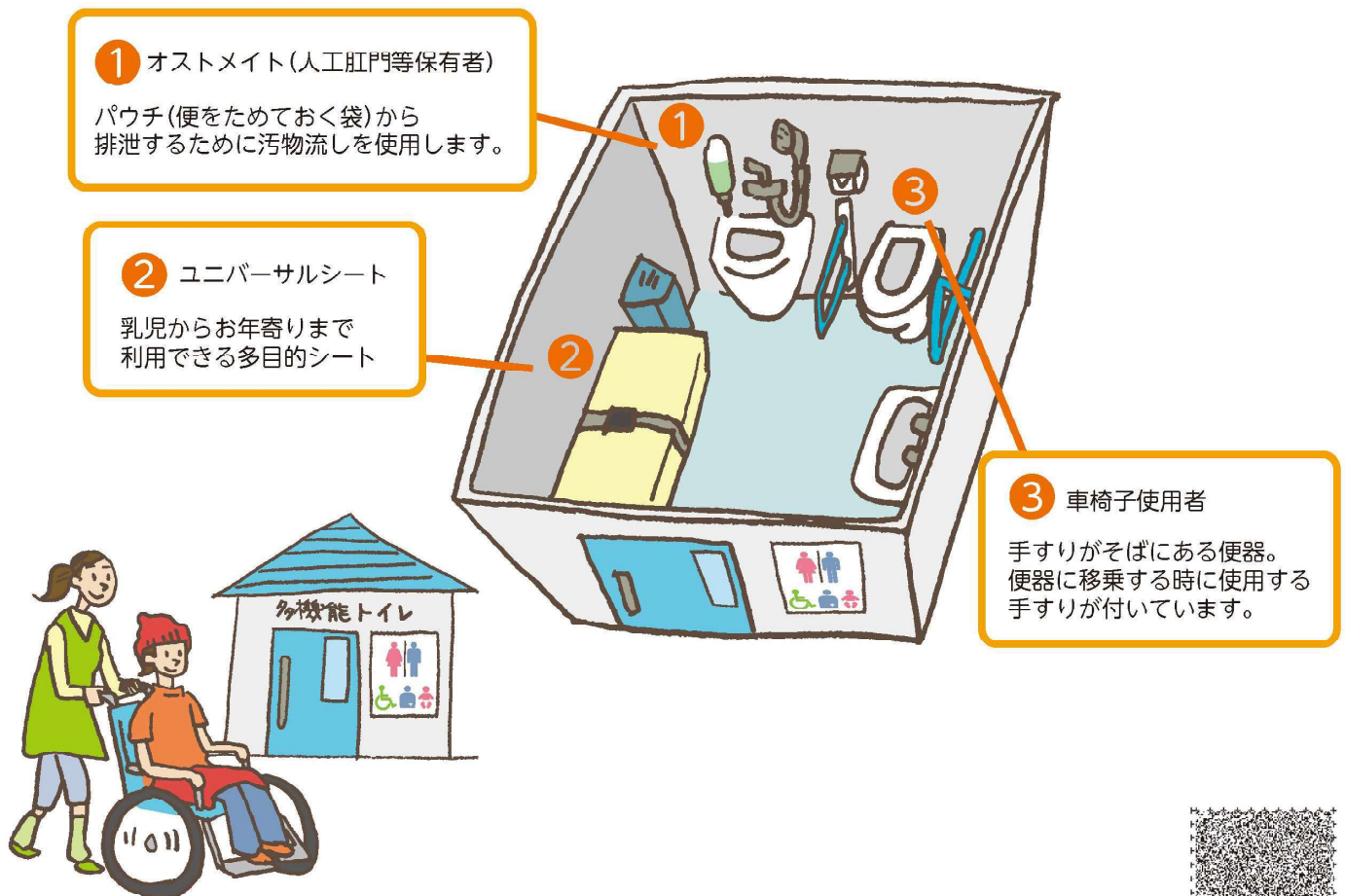
ひとにやさしいまちづくりの推進施策として特に重要だと思われることとしては、「まちづくり構想の推進」、「官民一体の取組」が多い。また、「教育の充実」、「人材・組織の育成」を選んだ方が倍増しており、ひとづくりを重要と感じている割合が高まっている。

11 障がいのある方の意見等

近年、多機能トイレやひとにやさしい駐車場の不適正使用により、本来必要とする人が使えないという声が寄せられています。また、外見から配慮が必要であることが伝わらず、使用していると注意を受けるという声も聞かれます。何のための設備や制度なのかについて一層の理解と普及、マナー向上が求められています。

トイレについては、車椅子使用者用トイレとオストメイト用設備が整備されたトイレのほか、乳幼児を連れた方等多様なニーズへの対応が求められ、多機能トイレの整備が進んできました。一方で、多機能トイレは利用者が集中し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声も寄せられています。近年では、異性介助等により、男女共用トイレの設置に対するニーズが高まっており、実態を踏まえたトイレの設置が求められています。このような実態を踏まえ、従来の「多機能トイレ」内にあった各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められるようになっていきます。

視覚障がい者というと、全く視力がなく、白杖を使用した方と想像されがちですが、実際には、視力や視野の状態は多様で、視覚がわずかでもある弱視やロービジョンといわれる人が多くいます。誘導ブロックは、全盲の方が凹凸を頼りにしているほか、ロービジョンの方が、色を見て、歩道の位置や方向を把握しています。こういった目的から、誘導ブロックは黄色とすることが求められています。



③ 今回の指針策定に当たっての主な観点

現行指針において、策定から5年間が経過する令和元年度に新たな指針を定めることとされており、以下の観点を踏まえ、「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」を策定するものです。

【これまでの取組による普及等の状況】

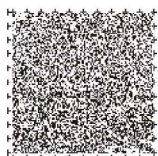
- ① これまで、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づくひとにやさしいまちづくりの取組の重要性を掲げ取り組んだ結果、徐々にではありますが、着実に浸透してきた一方で、多機能トイレやひとにやさしい駐車場の不適正使用により、本来必要とする人が使えないといった意見が寄せられるなど、正しい理解や配慮がなされていないという声が寄せられています。これらの設備や制度について、県民による正しい理解の一層の促進を図るため、更なる普及啓発等の取組を進めていくことが必要です。

【本県の状況変化】

- ② 「いわて県民計画(2019～2028)」では、政策分野「参画」で、ユニバーサルデザインの推進を図るなど、誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりに取り組んでいくこととしており、こうしたことを踏まえた取組が必要です。
- ③ 人口減少や国際化の進展などの状況を踏まえ、全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる社会づくりに向け、雇用・労働環境の整備や、子育てと就業の両立支援などの取組の必要性がますます高まっています。
- ④ また、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会のレガシーを継承し、更なる共生社会の推進が必要です。

【法改正など国の動向】

- ⑤ ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定やバリアフリー法に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、県民一人ひとりが、多様な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って互いに支え合うことができる心のバリアフリーを推進する必要があります。



心のバリアフリーとは？

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。そのポイントは以下の3点とされています（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）。

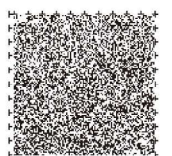
障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

5 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間



6 基本的な推進方向

<目指す姿>

全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由
に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される
地域社会

ひとにやさしいまちづくりとは、この目指す姿の実現のため、全ての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していく取組です。

ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向を次のとおりとします。

- ① 全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』
- ② 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』
- ③ 全ての人に使いやすい『ものづくり』
- ④ 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』
- ⑤ 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』



エレベーターとエスカレーターの乗り場が同じ場所にあり、使う人が使いやすい設備を選択できます

